

# 演習論文

論文題目 アジア圏低所得層に向けた損害保険会社の CSV 施策の課題と展望

---

経済学部	経営	学 科
学籍番号	B7EB1221	
氏 名	藤原陽南子	
演習名（教員名）	経営学原理演習（高浦康有）ゼミナール	

## 目次

### はじめに

#### 第1章 理論編

##### 第1節 CSR と CSV の定義

##### 第2節 世界の貧困について

###### 第1項 貧困の定義

###### 第2項 世界の貧困の現状

##### 第3節 損害保険業界の役割と課題

###### 第1項 マイクロ・インシュアランスとは

###### 第2項 マイクロ・インシュアランスに求められる役割

###### 第3項 マイクロ・インシュアランスの課題

#### 第2章 分析編

##### 第1節 ドレミングアジア・三井住友海上・日本ユニシスのベトナム低所得者層向け雇用保険

###### 第1項 ベトナムの社会課題

###### 第2項 ベトナム政府の対応と課題

###### 第3項 ドレミングアジア・三井住友海上・日本ユニシスのベトナム低所得者層向け雇用保険の取り組み

###### 第4項 考察

##### 第2節 IFFCO Tokio（東京海上日動グループ）とインド政府による就業保険

###### 第1項 インドの社会課題

###### 第2項 インド政府の対応と課題

###### 第3項 IFFCO Tokio（東京海上日動グループ）とインド政府による就業保険の取り組み

###### 第4項 考察

##### 第3節 NPO 法人フローレンスによる病児保育を中心とした子育て支援

###### 第1項 日本の社会課題

###### 第2項 日本政府の対応と課題

###### 第3項 NPO 法人フローレンスによる病児保育を中心とした子育て支援の取り組み

###### 第4項 考察

#### 第3章 提言編（全体を通じて）

おわりに

参考文献・参考サイト

はじめに

世界銀行は、コロナ禍の影響で、世界の貧困率の減少傾向が約 20 年ぶりに増加に転じる見込みを示した。原因は様々である。第一に、途上国では人口過密、知識不足により有効な感染症対策を取ることが難しい。第二に、途上国の人々は経済的な理由から仕事を休めず、食糧を備蓄できないため人との接触の機会を減らせず、感染のリスクが高まる。このように、貧困が感染の原因となり、病気になると経済的に追い詰められるという負の連鎖にはまってしまう人々が急増している。さらに、観光業などに依存する途上国においては、感染防止対策としての出入国制限に伴って旅行需要が急減し、経済的に大きなダメージを受けている。

私は、以上のように疾病や自然災害などの危険に対して脆弱で、損失を被りやすく、また損失によって経済的な困窮に陥った際のレジリエンスが低い貧困層に対して、損害保険会社がビジネスを通じてその生活を保障できるのではないかと考えた。このような貧困層を対象とする低コストの保険サービスはマイクロ・インシュアランスと呼ばれ、貧困撲滅だけでなく、新市場を開拓するビジネスとしても近年注目を集めている。マイクロ・インシュアランスは、一般に発展途上国の絶対的貧困層に対して提供されるものを指すが、将来的には日本のような先進国の相対的貧困層に対しても有効な生活支援策となるのではないかと考える。

本論文では、特に日本の周辺地域であるアジア諸国に絞って、貧困の現状・政府支援と損害保険会社の取り組みを包括的に分析した上で、今後損害保険会社が行うべき持続可能な支援策を提言として述べる。ここでは、喫緊の課題である発展途上国の絶対的貧困層に対する支援だけでなく、先進国の相対的貧困層に対する支援についても探っていきたい。

# 第1章 理論編

## 第1節 CSR と CSV の定義

まずは CSR と CSV の定義について確認したい。

CSR とは Corporate Social Responsibility の略であり、「企業の社会的責任」と訳される。経済産業省ホームページでは、「企業が社会や環境と共存し、持続的な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業の在り方を指す」<sup>1</sup>と定義されている。すなわち、自社のビジネスが社会・環境に及ぼす影響に対して企業が当然に果たさなければならない責任であるといえよう。

一方 CSV とは、Creating Shared Value の略であり、「共通価値の創造」と訳される。CSV マイケル・E・ポーターが提唱した概念で、「経済的価値を創造しながら、社会的ニーズに対応することで社会的価値も創造する」<sup>2</sup>というアプローチを指す。また、「企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会状況を改善しながら、みずからの競争力を高める方針とその実行」<sup>2</sup>とも定義されている。(URL) こちらは、いわゆる「社会課題解決のビジネス化」であり、社会課題の解決をイノベーションにつなげようとするものである。

私は、企業は CSR と CSV の双方について追及するべきだと考える。しかし本論では、貧困層に対する持続可能な支援策を考える上で、企業が本業を通じてそのリソースを最大限発揮し、利益につなげ、新たな価値を創造することを目指す CSV 施策について探っていきたい。

## 第2節 世界の貧困について

### 第1項 貧困の定義

次に、貧困の定義について確認したい。貧困には様々な定義があるが、ここでは絶対的貧困と相対的貧困という定義について見ていく

絶対的貧困について、国際連合広報センターのホームページでは、「2011 年米ドル購買力平価を利用して 1 人当たり 1 ドル 90 セントもしくはそれ以下で生活する」<sup>3</sup>人々と定義されている。

すなわち、食料や保険医療、飲料水、住居、エネルギーなどの面で、人間らしい生活の必要最低条件の基準が満たされていない状態を指す。

一方、相対的貧困について、OECD によると「等価可処分所得（世帯の

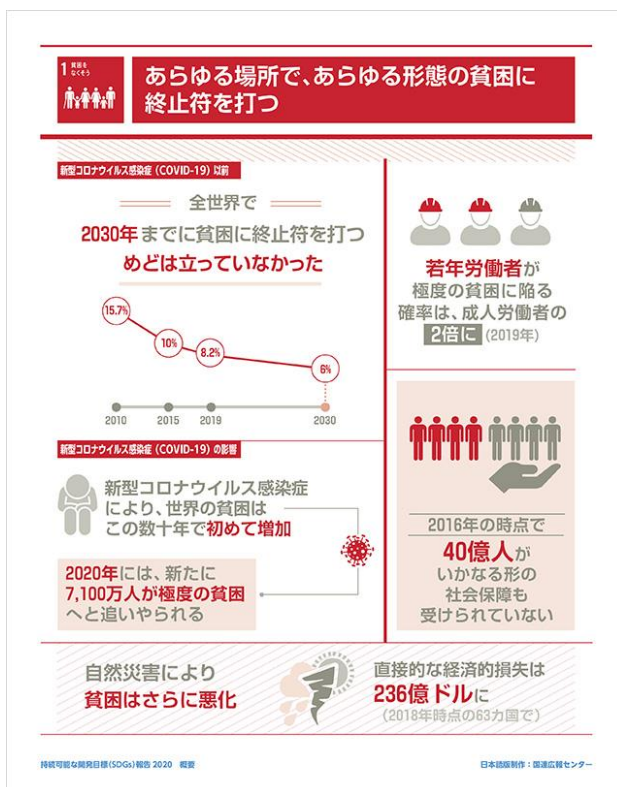
可処分所得を世帯員数の平方根で割った値)が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合」<sup>4</sup>と定義されている。つまり、その国の大多数より貧しい状態を指し、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指す。相対的貧困はしばしば「見えない貧困」と呼ばれ、世代を超えた貧困の連鎖を生むと言われる。

## 第2項 世界の貧困の現状

現在、どれだけ国や地域でどのような形態の貧困が生まれているのだろうか。

まず絶対的貧困の現状について、国際連合広報センターのホームページの持続可能な開発目標報告（2020）では、図 1-1 のような概要が公表されている。

（図 1）SDGs 報告 2020 概要（貧困をなくそう）



〔出典：国際連合広報センター、「持続可能な開発目標（SDGs）報告 2020」、  
[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_report/#anchor1](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/#anchor1)、最終閲覧日 2020 年 12 月

7日]

このレポートによると、新型コロナウイルス感染拡大によって世界の貧困が数十年ぶりに増加に転じ、2020年現在でおよそ7,100万人の人々が極度の貧困（絶対的貧困）に追いやられている。また、2016年時点で世界人口の半数以上である約40億人の人々がいかなる社会保障も受けられておらず、生活が不安定な状況にある。また、絶対的貧困層と農業の関わりについて、同レポートでは以下のように述べられている。

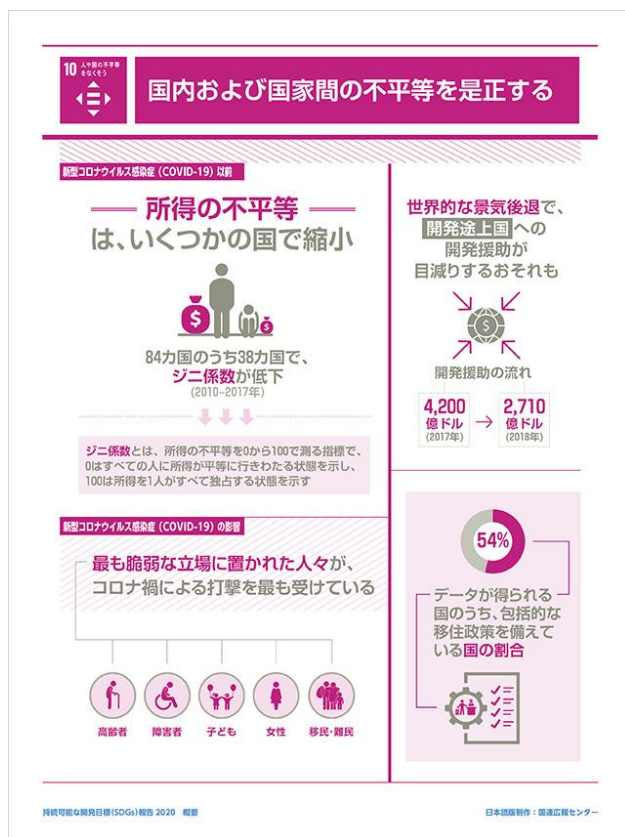
世界人口のおよそ半数が農村地域に住んでいる。ほとんどの人はその生計を直接的または間接的に農業から得ている。実際、世界のもっとも貧しい人々の大多数は農村地域に住んでいる。工業化や都市化へ急ぐあまり、農業部門へは十分な投資が行われなかった。国連は様々な方法でこの不均衡を正そうとしている。

国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations: FAO）は、飢餓、栄養不良、貧困のない世界、食糧と農業が持続可能な方法ですべての人々の生活水準の改善に貢献できるような世界の実現を目指している。食糧と農業は持続可能な開発へのカギであり、2030アジェンダの達成に不可欠である。FAOは持続可能で包摂的な農業・農村開発を進め、少ない労働量で多くを生産できるようにする<sup>3</sup>。

即ち、絶対的貧困を解消するためには、貧困地域の主産業である農業の開発・安定的な農業生産を進めることが必要不可欠である。本論では、小自作農が生産的な農業を行うために必要な財政的資源、農業技術とサービスを受け、かつ収入を増やす一助となる市場や企業の機会を利用できるようなCSV施策について探っていく。

次に、相対的貧困の現状について、国際連合広報センターのホームページの持続可能な開発目標報告（2020）では、図2のような概要が公表されている。

(図2) SDGs 報告 2020 概要 (人や国の不平等をなくそう)



[出典：国際連合広報センター、「持続可能な開発目標 (SDGs) 報告 2020」、  
[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_report/#anchor1](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/#anchor1)、最終閲覧日 2020 年 12 月 7 日]

このレポートによると、新型コロナウイルス感染拡大以前は、84ヶ国中38ヶ国で所得の不平等を表すジニ係数が低下しており、格差縮小の兆しが見えていた。一方で、新型コロナウイルス感染拡大以降、経済的・政治的に弱い立場に置かれている人々が最も打撃を受け、格差拡大傾向に転じている。本論では、災害等において最も脆弱な立場にある人々に対して、有事の際の生活を保障し、労働への復帰を容易にするようなCSV施策について探っていく。



### 第3節 損害保険業界の役割と課題

#### 第1項 マイクロ・インシュアランスとは

渡部美奈子によると、マイクロ・インシュアランスは以下のような特徴を持つ。

マイクロ・インシュアランスは、低所得層に対して当該リスクに対応する保険料を対価として補償を提供する保険商品である。(中略)マイクロ・インシュアランスは、低所得層を対象としていること以外、一般の保険4原則・規制に従って運用されるが、一般の保険の規模を小さくしただけのものではなく、いくつかの特徴的な相違がある。例えば、保険文化が確立されていない国や地域で販売されることがあり、顧客が保険の仕組みや価値を理解していないことや保険募集の資格を持たない人が募集に携わることがあるなど、マイクロ・インシュアランスの顧客に適した保険商品や販売方法が必要となる。<sup>5</sup>

上記の通り、マイクロ・インシュアランスは一件あたりの掛金・保障額が少ない小規模保険を指す。主として低所得者層、小規模事業主、インフォーマル・セクターで働く人々等を対象とし、従来の保険に加入することが難しかった彼らに対して、生活上のリスクを回避・軽減する手段のひとつとして提供される仕組みである。また、同レポートでは、提供される保険商品について、以下のように述べられている。

マイクロ・インシュアランスにおいては、保険契約者や被保険者の保険に関する知識が乏しいため、複雑な保険商品は理解が得られないとして、商品内容および募集方法、保険料集金方法などいずれも簡単なものが販売されてきた。最も代表的なものがローン利用者に対して組込で販売する信用生命保険などの生命保険で、次いで養老保険や、葬儀費用をカバーする定期生命保険、傷害保険などが多く販売されてきた。近年、これら以外にも低所得層に対してより幅広いニーズに対応できる保険商品として、医療保険、財物保険、農作物保険、家畜保険などがみられるようになった。販売の形態もローンに組込まれる生命保険や団体の構成員全員を対象とした強制的な補償から、任意加入ベースのものとして、顧客が自ら選択できる保険商品がみられるようになった。自然災害の多い地域では、気象変動により収入が大きく左右されやすい小規模の農家などに対して補償が必要とされ、例えばインドにおける天候インデックス保険の試験的プログラムなど民間保険会社が政府に

よる支援を受けて開発した保険商品もみられるようになった。<sup>5</sup>

マイクロ・インシュアランスとして提供される保険商品は、顧客の理解度に合わせて、募集方法・補償内容などがシンプルな商品となっている。従来は信用生命保険、養老保険、定期生命保険、傷害保険などが多く販売されてきたが、近年は医療保険、財物保険、農作物保険、家畜保険など幅広い商品が提供されている。また、政府や地方団体による強制加入方式から任意加入方式へと移行してきており、顧客自身に保険の重要性を理解してもらうことがますます重要になっている。

## 第2項 マイクロ・インシュアランスに求められる役割

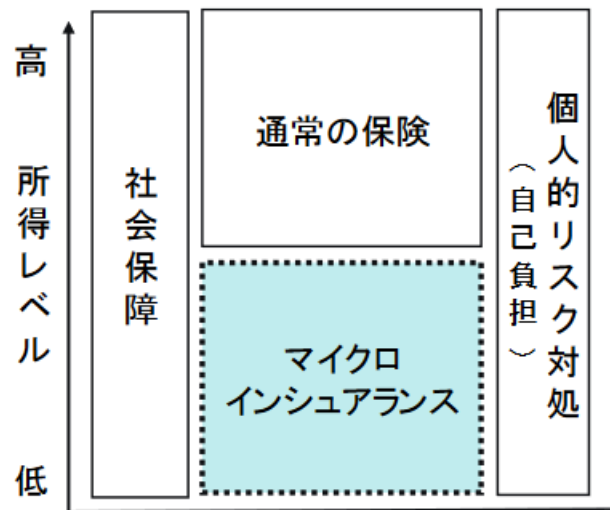
池田香織によると、マイクロ・インシュアランスに求められる役割は以下のように述べられている。

マイクロ・インシュアランスの意義としてまず挙げられるのは、国の社会保障制度の補完手段としての役割である。マイクロ・インシュアランス、自然災害に対する金銭的準備としても注目されており、様々な国際機関等がマイクロインシュアランスの活用を始めている。<sup>6</sup>

以上より、マイクロ・インシュアランスは、社会保障制度の補完、災害に対して脆弱な低所得者層の貧困削減対策や、自然災害に対する金銭的準備として、第1章第2項で述べたような貧困の削減に寄与することが期待されている。

(図3参照) それでは、マイクロ・インシュアランスがビジネス参入するにあたって、どのような課題があるのだろうか。

(図3) マイクロインシュアランスに期待される位置



(出典) 損保ジャパン総合研究所作成。

## 第2項 マイクロ・インシュアランスの課題

同レポートでは、マイクロ・インシュアランス運営に当たる課題を、①顧客側である低所得者層の課題②供給者側である主に保険会社の課題③事業環境の課題にわけて、以下のように述べている。

### ① 顧客側である低所得者層の問題

#### a. 保険リテラシーの問題

低所得者層の大半は金融機関へのアクセスを持たず、したがって保険の認知度は極めて低い。保険供給に当たって、保険のメリットを理解してもらうための教育が必要である。

#### b. 資金力の問題

収入の不安定さから、継続して保険料を支払うことが難しいケースがある。

#### c. 保険会社・販売チャネルの信用の問題

無形の商品に対してお金を払う行為に不安を感じるケースがある。

### ② 供給者である主に保険会社の課題

#### a. 運営コスト/損害率の問題

低価格の保険料を維持しつつ事業を継続するために、運営コストを最大限に抑制することが求められる。また、損害率が極めて低いケースにおいては、契約者が保険商品になじんでおらず保険金請求が行われていな

いケースが考えられるため、必要に応じて保険料の見直しを検討する必要がある。

b. 商品開発/運営スキーム構築上の問題

既存商品を単に小規模化するだけでなく、ニーズに基づいた商品の設計、フレキシブルな保険料支払いの検討など、展開地域の状況を踏まえた柔軟かつ革新的なアイデアが求められる。

c. 規模の問題

1件当たりの収益が小さいマイクロ・インシュアランスにおいて、収益基盤の確保のためには規模が重要である。規模の拡大のために保険リテラシーの向上と販売ルートの構築が必要となるが、容易ではない。

③ 事業環境の課題

マイクロ・インシュアランスの特徴を踏まえた規制を制定している国は少なく、高い資本要求や厳しいコンプライアンスが、しばしばマイクロインシュアランス参入の妨げとなる。<sup>6</sup>

上記のような課題がある中で、分析編ではマイクロ・インシュアランスのビジネス参入に成功している事例をもとに、その要因を探っていく。

## 第2章 分析編

### 第1節 ドレミングアジア・三井住友海上・日本ユニシスのベトナム低所得者層向け雇用保険

#### 第1項 ベトナムの社会課題

人口約9,000万人のベトナムでは、銀行の個人口座数が2015年時点で3,677万とされる。経済成長などを背景に、個人口座数は10年間で15倍に拡大したものの、口座開設が都市部に集中しているのが現状である。農村部では成人の銀行口座保有率が2014年時点で20.7%にとどまっている<sup>7</sup>。このような状況下で、農村の貧困層には、銀行口座を持たず銀行取引ができないUnbanked層の問題、さらには銀行口座を持っているものの十分な金融サービスを受けないUnderbanked層の問題が生じている。また、Unbanked層、Underbanked層の多くは保険加入の機会が少なく、結果として保険加入率も低い状態にある。

#### 第2項 ベトナム政府の対応と課題

このような農村部貧困層の問題に対して、政府はどのような対応策を取っているのか。ベトナムでは、まず生活の基盤となる社会保障を充実させるべく、以下のような枠組みを制定している。

ベトナムでは、労働者を対象とする公的な保険制度として、①社会保険、②健康保険、③失業保険の3つの制度があり、強制加入となっている。医療は社会保険の一部と健康保険、年金は社会保険にてカバーされている。これらの保険料は、労働者の賃金に雇用主と労働者が規定された各保険の負担率を掛け合わせた額を納付する。公的な保険制度の保障内容は以下のとおり。

①社会保険：疾病手当、産休手当、労働災害・職業病手当、退職年金、遺族給付等を保障する。

②健康保険：医療費を保障する。

③失業保険：失業時の生活保障、職業訓練を保障する。

また財源について、社会保険基金は、労使拠出の保険料、政府からの拠出金・補助金、運用利益等で成り立っている。労使負担割合は、月給に対して、使用者18%、労働者8%で負担する。<sup>8</sup>

上記の保険の他、地方農村で保険加入する人への援助や、貧困層への援助も

行っている。

しかし、ベトナム社会保険機関(VSS)によると、2020年9月時点における全国の社会保険加入者数は1550万人余りで、労働力人口の31.5%を占め、失業保険加入者数は1300万人近くで同26.2%を占めたが、いずれも低い水準にとどまっている。今後の課題としては、保険加入率向上の他、将来的な高齢化に向けた対策が挙げられている。

### 第3項 ドレミングアジア・三井住友海上・日本ユニシスのベトナム低所得者層向け雇用保険の取り組み

こうした中、日本ユニシスグループ、三井住友海上、ドレミングアジアは、「Doreming」の活用を通じて、これまで保険加入機会を持てなかった層にも加入機会を提供している。

「Doreming」は、勤怠管理から給与計算、モバイルによるリアルタイム給与決済までワンストップでサービスを提供する全く新しいプラットフォームです。キャッシュレス社会の実現を後押しすべく、企業等がデジタルマネーで給与を従業員に支払える基本機能を搭載しているほか、日次給与の確定を可能にするリアルタイム給与計算機能を搭載しています。従業員は給料日を待たずに働いた分の給与を決済等に利用でき、銀行口座を持たず金融サービスを受けない金融難民と呼ばれる低所得層の生活を安定・向上させるシステムとして、世界で注目されています。<sup>9</sup> (図4参照)

(図4) Doreming サービスにおけるモバイルチャージの流れ



[出典：日本ユニシスグループ・三井住友海上火災保険株式会社・DOREMING ASIA PTE. LTD.、「日本ユニシスグループ、三井住友海上、ドレミングアジアの『Doreming 保険販売サービス』提供に向けた協業取り

組みの開始について」(2019年3月18日)、  
[https://www.unisys.co.jp/news/nr\\_190318\\_Doreming.pdf](https://www.unisys.co.jp/news/nr_190318_Doreming.pdf)、最終閲覧日  
2020年12月8日]

このシステムによって、農村部貧困層の人々もリアルタイムの給与決済が可能になるだけでなく、保険会社と連動してローンを組んだり、傷害保険や旅行保険に加入したりできるようになった。

#### 第4項 考察

ベトナムにおける今後の課題としては、消費者教育を通じて国民の保険に対する意識を向上させ、政府主導の社会保険の加入率を高めることで、将来的な高齢化に向けた社会基盤を構築することが必要である。その消費者教育の一助として、実際に Doreming などのプラットフォームを通じて保険に加入し、保険の仕組みやそのメリットについて知ってもらうことがとても重要になると考える。また、Doreming のプラットフォームを普及させることで、政府主導の保険にオンラインプラットフォームを通じて加入できるシステムを構築することも可能になるかもしれない。

### 第2節 IFFCO Tokio (東京海上日動グループ) とインド政府による就業保険

#### 第1項 インドの社会課題

インドの社会課題について、櫻井武司によると、以下のように述べられている

発展途上国においては、主要産業である農業生産に対するリスクマネジメントが不十分である。先進国では品種改良や灌漑技術、高精度の天候予測などによる技術的な対応が行われているが、他方開発途上国ではこれらの技術が未発達であるため、天候リスクが農民の生活に直結する。そのような環境にある農民は、作付けの多様化、耕地の分散化、社会関係資本の強化、非農業所得の比率を日常的に高めておくなどの対応を取る。このような自己資本の問題点は、その保険料が安くはないということである。自己資本として蓄えている資本をより生産性の高い部門に投資したり、多様化している作付けを集中させ農業生産性を向上させたりすることができれば、農民の生活はより安定する。このように、自己保険の保険料が高額であることが貧困の罠とな

り、発展途上国の農民を貧困状態にとどめていると考えられる。<sup>10</sup>

即ち、インドをはじめとする発展途上国では、主要産業である農業生産に対するリスクマネジメントが不十分であり、その補填のための自己保険によって農業生産性が低下し、人々が貧困の罅に陥っている。

## 第2項 インド政府の対応と課題

自然災害のリスクが大きい農家の収入を安定させ、貧困のサイクルから脱却させるべく、インド政府は2016年に、公的保障制度として農作物保険である、PMFBY 制度 (Pradhan Mantri Fasal Bima Yojana)を導入した。この制度について、ベイカレント・コンサルティングによると、以下のように述べられている。

PMFBY の保険料は収穫量に応じて決定される。農家が支払う保険料は夏季作物の場合は総保険料の2%、冬季作物の場合は1.5%、商業および園芸作物で5%の保険料となる。これまでの保険制度と比較して圧倒的に低い保険料だ。そして不足する保険料は50:50の割合で中央政府と州政府によって支払われる仕組みである。<sup>11</sup>

しかし、この政府主導の保険の加入率は全農家の訳1割にとどまっている。その原因について、齊藤誠によると以下のように述べられている。

PMFBY は被害認定の収穫量の基準が低く設定されているために保険金額が期待外れになることや作物の適用範囲が限定されていること、保険金の支払いが遅くなりがちといった問題点も指摘されている。<sup>12</sup>

図5はPMFBYのプロセスフローである。多数の関係者が関与することにより、情報に混乱が生じ、支払いの遅延が生じた。



(図5) PMFBY のプロセスフロー

PMFBYのプロセスフロー		関連組織					
ステップ	プロセス	地区レベル技術委員会 (DLTC)	州政府/地方自治体	中央政府	農家	保険会社	地方銀行
取種物別の価値と補償額の決定	地区レベル技術委員会(DLTC)が地区ごとに取種物別の価値と保証額を決定する	✓					
保険会社の選定手続きの開始	州政府が入札を開き、農作物保険制度の詳細を記述した通知を出す		✓				
保健事業への入札	保険会社が州のサブ地区内で保険募集を行う権利に対して入札する		✓			✓	
保険会社の選定	州政府が各地区グループごとに最低入札価格を提示した保険会社を選定する		✓			✓	
農家の登録	自作農家および小作農家は地方銀行や信用組合に対し、補助金で割引された保険料を支払うことでPMFBYに加入する				✓		✓
保険料の支払	農家からの保険料の一部を地方銀行が各保険会社に対して支払う					✓	✓
政府による月次保険料の支払	中央政府と州政府が、毎月すべての該当保険会社に保険料の一部を支払う		✓	✓		✓	
収穫量の決定	各州の地方自治体の機関が農作物収穫実験(Crop Cutting Experiments/CCEs)を保険単位に実施し、収穫量を決定する		✓		✓		
収穫データの連携	収穫評価データを地方自治体から該当保険会社に共有する		✓			✓	
低収穫高農家への保険金計算	保険会社は保険金額を計算し、関連銀行に対して総保険金額を送金する					✓	✓
農家への入金通知	各銀行が農家別に保険金を入金し、農家へ通知する				✓		✓

[出典：ベイカレント・コンサルティング、「次世代スタートアップの動向」、<https://www.baycurrent.co.jp/our-insights/pdf/Trend%20of%20next%20generation%20startups%20-%20October%202018.pdf>、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日]

### 第3項 IFFCO Tokio (東京海上日動グループ) とインド政府による農業保険の取り組み

こうした中で、日本の東京海上火災保険（現、東京海上日動火災保険）がインド農民肥料公社（IFFCO）と合弁で設立した保険会社 IFFCO-Tokio は 2004 年から天候インデックス保険の販売を開始した。天候インデックス保険とは、特定の天候に関する観測値（降水量、気温など）を作物収量のインデックスとして利用し、インデックスに基づき保険金の支払いを決定するものである。この取り組みに対して、2007 年になると、インド政府は天候インデックス保険に補助金を提供することを決定した。これは農民の保険料支払い額の 50~80%を政府が補助するというものであり、農民にとって

は保険料の引き下げとなった。

この天候インデックス保険の利点は大きく3つある。1つ目は、モラルハザードの問題がないことである。農家が干ばつ回避の努力をしようが耕作放棄をしようが、保険会社の判定はインデックスによってのみ決まるため、保険金の支払い額は変わらない。2つ目は、被害発生頻度の高い農家ばかりが保険契約をするために保険会社に損失を与えるという意味での「逆選抜」が存在しないことである。3つ目は、天候インデックス保険では、保険会社が個々の農家の農地で被害を査定する必要がなく、保険金の支払いも迅速になり、「取引費用」が大幅に軽減されることである。その結果、天候インデックス保険は、従来の作物保険と比べて保険料を格安に設定することが可能であると考えられる。

#### 第4項 考察

インドにおける今後の課題としては、やはり消費者教育を通じて、国民の保険に対する意識の向上を図り、約8割を占める零細農家の保険加入、農業生産性の向上を図ることが必要である。また、IFFCO-Tokio社の保険は地元のコーポラティブ（協同組合）のネットワークを通じて効果的な顧客獲得を可能とした。他の企業がインド農村・山村地域への事業展開を行う際にも、このような州協同組合銀行や綿花協同組合、酪農協同組合、製糖協同組合など、各種生産物を販売している多くの協同組合と連携し、業務を行っていく必要があるだろう。さらに、農作物の損害査定網の整備を行っていくことで、将来的により個々の農家に適した保障をすることができるのではないだろうか。

### 第3節 NPO 法人フローレンスによる病児保育を中心とした子育て支援

#### 第1項 日本の社会課題

日本においては、母子家庭の多くが貧困状態に置かれている。図6は厚生労働省による平成28年度全国一人親世帯等調査結果報告に記載されている母子世帯の年間収入状況である。母親の平均収入は243万円、母子家庭の世帯収入は348万円となっている。子どもを持つ世帯の平均収入は626万円であり、母子家庭が経済的に厳しい状態に置かれていることがわかる。

(図 6) 平成 27 年の母子世帯の年間収入状況

表 16-(1)-1 平成 27 年の母子世帯の年間収入状況

		平成22年の収入 (自身の収入)	平成22年の収入 (世帯の収入)	平成27年の収入 (自身の収入)	平成27年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員		-	3.42人	-	3.31人
平均収入		223万円	291万円	243万円	348万円
就労収入		181万円	-	200万円	-
年間収入 分布の 代表値	第Ⅰ4分位	120万円	150万円	150万円	200万円
	就労収入	90万円	-	100万円	-
	第Ⅱ4分位(中央値)	200万円	240万円	208万円	300万円
	就労収入	150万円	-	169万円	-
	第Ⅲ4分位	280万円	350万円	300万円	431万円
	就労収入	234万円	-	250万円	-
世帯人員1人当たり平均収入金額		-	85万円	-	105万円

注：1) 「平均収入」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

注：2) 「自身の収入」とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の収入である。

注：3) 「世帯の収入」とは、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入である。

注：4) 「平均世帯人員」は、世帯収入が不詳の世帯を除いた値である。

※ 用語の定義は以下同じ。

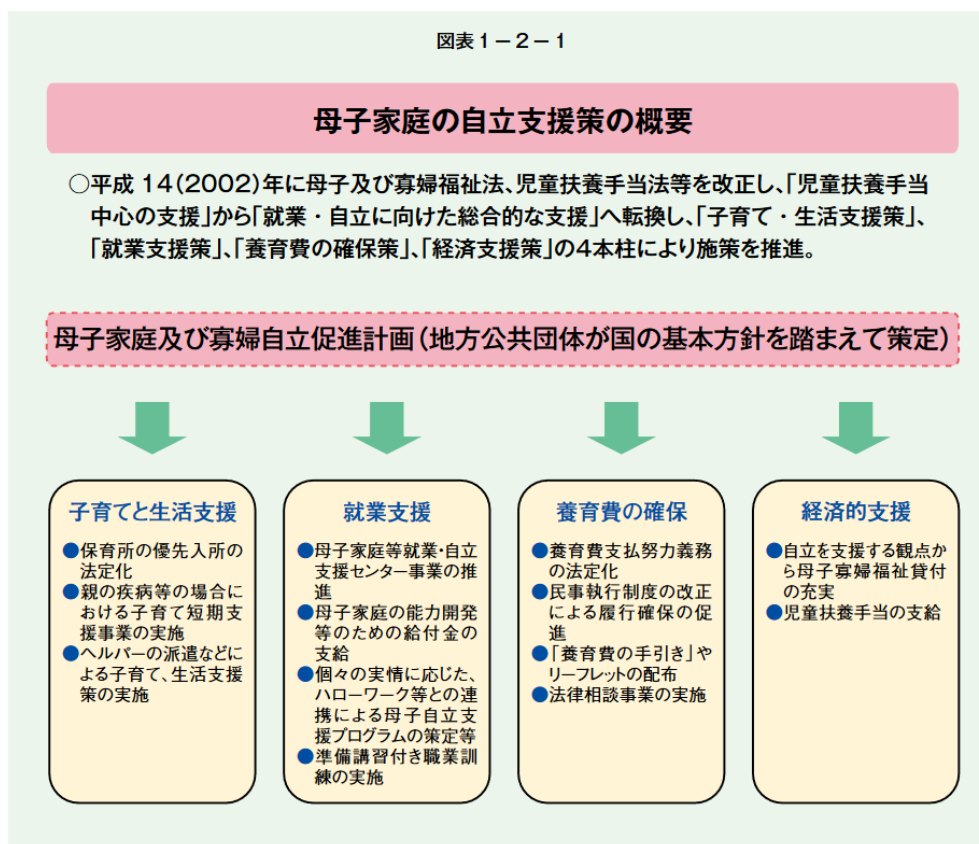
[出典：厚生労働省、「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」、  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188167.pdf>、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日]

ひとり親家庭では、仕事と育児を一人で行うために、仕事を休みがちになり、収入減や失職のリスクが高まる。また、親の収入格差が子どもの教育機会・収入といった社会的格差につながるなど、世代間での貧困の連鎖も起きている。

## 第 2 項 日本政府の対応と課題

政府は、このような母子家庭の自立支援策として、「子育てと生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」の 4 本柱の施策を行っている。(図 7 参照) 児童扶養手当の支給からハローワーク・福祉事務所の連携のもとでの就労支援まで、福祉及び雇用の両面で、母子家庭への総合的な支援を行っていることがわかる。

(図7) 政府による母子家庭の自立支援策の概要



[出典：厚生労働省、「母子家庭支援施策の実施状況」、<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/boshi/07/dl/03.pdf>、最終閲覧日 2020年12月8日]

一方で、公的制度の利用状況としては、未だ5割～6割程度にとどまっている。図8は厚生労働所の母子家庭の福祉関係の公的制度の利用状況を表している。表の中で、「うち、制度を知らなかった」と答える母子世帯の割合は約4割～6割となっており、今後更なる公的制度の周知が必要である。また、ハローワークを通じた就労支援策だけでなく、より高収入の就業を可能にする支援の必要性も求められている。この問題については、子どもの成長に応じて親の就業形態が正規化する傾向があるため、幼少期の育児支援を充実させることも解決の一助になると考えられる。

(図8) 母子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

表2-2-1 母子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

(%)

	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	68.5 (69.1)	6.6 (11.0)	31.5 (30.9)	37.7 (45.4)	9.8 (7.2)
市区町村福祉関係窓口	49.9 (48.9)	10.9 (14.9)	50.1 (51.1)	23.4 (26.6)	39.1 (39.8)
福祉事務所	21.4 (19.9)	13.9 (18.2)	78.6 (80.1)	20.1 (21.5)	42.0 (43.2)
民生・児童委員	19.0 (20.1)	15.5 (20.5)	81.0 (79.9)	14.2 (17.0)	38.3 (36.0)
児童相談所・児童家庭支援センター	15.2 (12.3)	12.4 (17.9)	84.8 (87.7)	17.7 (19.9)	32.6 (34.5)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	10.9 (8.1)	14.5 (20.7)	89.1 (91.9)	22.5 (26.3)	35.8 (38.2)
母子・父子福祉センター	5.7 (6.2)	18.0 (18.8)	94.3 (93.8)	13.8 (16.9)	49.8 (47.2)
母子・父子自立支援員	4.0 (4.7)	26.1 (39.1)	96.0 (95.3)	12.7 (12.0)	48.7 (48.7)
母子生活支援施設 (旧母子寮)	2.1 (2.0)	41.7 (25.9)	97.9 (98.0)	7.2 (6.5)	41.9 (41.1)
家庭児童相談室	4.3 (2.7)	24.0 (36.1)	95.7 (97.3)	14.9 (14.5)	41.2 (39.9)
公共職業能力開発施設	5.5 (5.6)	25.3 (39.5)	94.5 (94.4)	18.1 (22.7)	43.7 (42.2)
婦人相談所 (女性相談センター)	5.1 (3.9)	19.1 (32.1)	94.9 (96.1)	13.6 (16.0)	48.5 (48.4)
自立支援教育訓練給付金事業	5.0 (4.1)	25.3 (37.5)	95.1 (95.9)	19.5 (25.0)	45.7 (46.3)
高等職業訓練促進給付金事業	3.2 (1.5)	33.9 (33.3)	96.9 (98.5)	15.7 (19.3)	49.7 (50.5)
高等職業訓練促進資金貸付事業	1.6 (*)	40.7 (*)	98.5 (*)	14.3 (*)	50.1 (*)
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (家庭生活支援員(ヘルパー)派遣)	1.9 (1.5)	32.4 (50.0)	98.1 (98.5)	10.0 (9.4)	53.0 (54.3)
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	1.5 (1.2)	18.5 (43.8)	98.5 (98.8)	5.9 (7.1)	54.6 (54.6)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	0.6 (0.6)	36.4 (37.5)	99.4 (99.4)	5.1 (6.3)	56.6 (57.6)
配偶者暴力相談支援センター	2.8 (2.3)	22.4 (32.3)	97.2 (97.7)	3.5 (3.0)	44.4 (44.9)
母子福祉資金	6.0 (6.3)	36.8 (43.0)	94.0 (93.7)	31.0 (26.1)	55.6 (67.8)
生活福祉資金	3.1 (3.0)	20.4 (17.5)	96.9 (97.0)	10.8 (14.4)	56.8 (57.4)
養育費相談支援センター	1.0 (1.2)	50.0 (31.3)	99.0 (98.8)	10.4 (11.1)	53.2 (58.3)
子どもの学習支援	2.0 (*)	22.9 (*)	98.0 (*)	17.7 (*)	55.9 (*)
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	0.5 (*)	55.6 (*)	99.5 (*)	7.2 (*)	56.7 (*)
生活困窮者自立支援制度	1.1 (*)	35.0 (*)	98.9 (*)	7.6 (*)	59.0 (*)
子どもの未来応援国民運動ホームページ	0.3 (*)	60.0 (*)	99.7 (*)	11.3 (*)	66.8 (*)

注：1) 上段は平成28年、下段括弧は平成23年の割合である。

注：2) 表中の割合は、不詳を除いた割合である。

注：3) 公的制度等の種別については複数回答。

注：4) 「今後利用したい」と「制度を知らなかった」は複数回答。

[出典：厚生労働省、「公的制度の利用状況」、  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-katei/boshi-setai\\_h23/dl/h23\\_23.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_23.pdf)、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日]

### 第3項 NPO 法人フローレンスによる病児保育を中心とした子育て支援の取り組み

このような状況下で、NPO 法人フローレンスは、寄付会員制度のもと、ひとり親家庭への安価な病児保育を提供している。なお、この取り組みは保険によってリスクを移転するというものではないが、会員がお金を出し合い、その共有の準備財産を支援が必要な人が使うという相互扶助の精神に基づいた取り組みであることから、保険と似た特性を持つものとしてその取り組みを分析する。具体的な支援策としては、月会費 1,000 円と保育料 1,000 円/時（※月 2 回目以降、または初回の利用が 9 時間を超える場合に限る）で安価な病児保育を提供している。ひとり親世帯にとっては、病児保育を利用しなくても月額 1,000 円がかかる仕組みだが、この制度によって必ず出勤できる安心があり、就業保障保険と似た性質を持っているといえる。

(図 9 参照)

(図 9) フローレンスによるひとり親支援の仕組み

フローレンスは2008年7月から、ひとり親家庭の親が安心して働けるための病児保育サポートを行っています。寄付会員制度（サポート隊員）は、ひとり親家庭への安価な病児保育提供と、ひとり親家庭の厳しい子育て環境を改善する活動を支援しています。



[出典：認定 NPO 法人フローレンス、「ひとり親と子ども達が、笑顔で暮らせるように。」、<https://florence.or.jp/lp/support-single/>、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日]

また、フローレンスでは国や自治体に、利用者への補助を求める働きかけを続けており、徐々に自治体でも利用補助が実現している。これらは主に東京都内が対象となっているが、フローレンスなどの病児保育の利用料の一

部を自治体が助成するというものである。加えて、企業加入の福利厚生サービス会社のクーポンを利用することで、フローレンスをより安価に利用できるといった制度もあり、提携先企業にはベビーシッター派遣企業などがある。このように、フローレンスは国や自治体、企業と連携して母子家庭の自立支援を行うプラットフォームの機能も果たしている。

#### 第4項 考察

日本の母子家庭自立支援の課題としては、今後も更なる公的支援制度の周知が挙げられる。フローレンスが国や自治体、企業の支援の架け橋になっているように、NPO法人などのサービス利用者に対して、サービスと連動した公的支援を提供することができればより公的支援の認知が図れると考える。また、保険の窓口のように、自分に合った公的支援のサービスがわかるような窓口があるとよい。自治体の窓口に行きにくいという人のために、オンラインでの公的制度・NPO法人サービスの紹介などがあると、更なる利用拡大につながるのではないかと考える。

### 第3章 提言編（全体を通じて）

第2章の分析編では、発展途上国（ベトナム・インド）の事例と先進国（日本）の事例を取り上げた。損害保険業界のCSV施策を全体的に見ると、いずれもその背景には、政府支援の限界から損害保険会社による支援の必要性が高まっているという現状があった。一方で、特に途上国の場合においては、保険リテラシー・販売チャネルの問題をカバーするために、現地政府・地元企業・組合・NPOのネットワークを活用することが、事業成功の鍵となっている。また、インターネットを通じた保険へのアクセス向上や、オンライン決済を通じた迅速な補償など、近年のデジタルトランスフォーメーションに対応した新たな保険の在り方を確立していく必要がある。加えて、先進国、途上国ともに、保険の仕組みや重要性・公的制度の周知といった消費者教育がまだまだ大きな課題となっている。この解決のためには、実際に仕組みが簡易かつ低コストの保険に実際に加入してもらい、その仕組みやメリットを実感してもらうことのほか、NPO法人のサービスに付帯して政府の公的支援を受けられるようにするといった、よりプロアクティブな支援が必要であると考えられる。



おわりに

今回本論文の作成を通じて、世界の貧困問題の原因、損害保険会社の CSV 施策の可能性について理解を深めることができた。貧困問題の原因は様々だが、その一因に政府支援がうまく機能していないということが挙げられると感じた。一般に保険はリスクマネジメントの資金対策（リスク・ファイナンス）のひとつの手法と考えられてきたが、こうした政府支援の不備をフォローし、消費者教育を最前線で行っていく手段として、今後その重要性はますます高まっていくと感じた。

また、損害保険会社の戦略として、国内自動車保険事業は高齢化や若者の車離れなどによって縮小傾向にあるため、今後は海外での事業展開が生き残りの鍵となるだろう。このような状況下だからこそ、社会課題の解決と企業の成長を両立させるという CSV 経営が重要になってくる。マイクロ・インシュアランスは、その事業化において本論に記述した通り多くの課題があるが、同時に競合企業が少なく市場規模の大きいブルーオーシャンでもある。今後の損害保険会社のさらなる貧困問題の解決に向けた貢献に期待したい。

## 参考文献・参考サイト

1. 経済産業省、「企業会計、開示、CSR（企業の社会的責任）政策」、  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/kigyoukaikai/](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/)、最終閲覧日 2020 年 12 月 6 日
2. 奥村剛史、「共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）」、  
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/get-connected/pub/risk/jp-risk-43-csv.pdf>、最終閲覧日 2020 年 12 月 6 日
3. 国際連合広報センター、「貧困をなくそう」、  
[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/sustainable\\_development\\_goals/poverty/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/poverty/)、最終閲覧日 2020 年 12 月 7 日
4. OECD、「格差縮小に向けて なぜ格差縮小は皆の利益となり得るか 日本カンントリーノート」（2015 年 5 月 21 日）、最終閲覧日 2020 年 12 月 7 日
5. 渡部美奈子、「マイクロ・インシュアランスの変遷と展望」（2013 年 10 月）、  
[http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport105\\_2.pdf](http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport105_2.pdf)、最終閲覧日 2020 年 12 月 7 日
6. 池田香織、「マイクロインシュアランスへの期待と展開」（2011 年 9 月）、  
<http://www.sompo-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt59-1.pdf>、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日
7. SankeiBiz、「越政府、成人の銀行口座保有率 70%目標 農村部の支店網拡充」（2016 年 12 月 2 日）、  
<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/161202/mcb1612020500014-n1.htm>、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日
8. 日本貿易推進機構、「ASEAN におけるヘルスケア制度・政策調査」（2018 年）、  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/industry/life\\_science/healthcare\\_asean/vn.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/industry/life_science/healthcare_asean/vn.pdf)、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日
9. 日本ユニシスグループ・三井住友海上火災保険株式会社・DOREMIING ASIA PTE. LTD.、「日本ユニシスグループ、三井住友海上、ドレミングアジアの『Doreming 保険販売サービス』提供に向けた協業取り組みの開始について」（2019 年 3 月 18 日）、  
[https://www.unisys.co.jp/news/nr\\_190318\\_Doreming.pdf](https://www.unisys.co.jp/news/nr_190318_Doreming.pdf)、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日
10. 櫻井武司、「発展途上国における天候インデックス保険の現状と課題」、  
[http://www.jiid.or.jp/ardec/ardec48/ard48\\_key\\_note4.html](http://www.jiid.or.jp/ardec/ardec48/ard48_key_note4.html)、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日
11. ベイカレント・コンサルティング、「次世代スタートアップの動向」、  
<https://www.baycurrent.co.jp/our->

insights/pdf/Trend%20of%20next%20generation%20startups%20-%20October%202018.pdf、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日

12. 齊藤誠、「【インド】農民の困窮とモディ政権の農業政策－儲かる農業の実現、アグリテックが転機に」、<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=65141&pno=3?site=nli>、最終閲覧日 2020 年 12 月 8 日